

# 第1部 環境保全行政

# 第1部 環境保全行政

## 第1章 総 説

### 第1節 自然保護と公害防止

20世紀の後半になって、環境汚染あるいは環境破壊の問題がとりあげられ、このような環境をいかに保全するかということが議論されてきた。

この方法として、一つに自然の保護、一つには公害防止が考えられる。

**自然保護**は、自然の力に頼って、つまり自然の浄化能力によって環境を保全しようとするもので、このなかには科学技術の進歩と並行して自然をどれぐらい残すとか また自然をどのように人間環境に配置していくべきかというような人間の力によるものも含まれるがその基本は自然の浄化能力に頼って環境を保全しようとするものである。

**公害防止**は、主として人間の力によって科学技術を進歩させながら公害を出さないような生産プロセスをたどろうとすることで、この過程において汚染、汚濁物質が出された場合に、これを規制しようとするもので人間の力によって環境を保全しようとするものである。

公害という概念は、わが国ではいつ頃から使われるようになったのだろうか。

わが国の法令のうちで「公害」という言葉が最初に用いられたのは、おそらく明治29年の河川法であろう。

旧河川法の4条には「(前略)流れによって生ずる公利を増進し、公害を除去、もしくは軽減するため設けたものであって、地方行政庁が河川の付属物と認定したものは、(中略)すべて河川に関する規定に従う」とある。

ここでいっている「公害」は「公利」の反対概念で、具体的には、流水による浸蝕、洪水などによる利水、航行の阻害といったことで今日のような水質汚濁はあまり考えられていなかった。

公害対策基本法では「公害とは、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。)および悪臭によって、人の健康または

生活環境に係る被害を生ずることをいう。」とし、この生活環境には「人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物およびその生育環境を含む」ものとされている。

したがって、社会的にしばしば「公害」と呼ばれる例えば日照の阻害、電波障害、放射能汚染などは、行政的には公害の範ちゅうとしていない。

## 第2節 環境保全行政のあゆみ

### 1 法律による規制の経緯

公害の防止を直接目的とする規制法は、昭和33年に「公共用水域の水質の保全に関する法律」（水質保全体法）「工場排水等の規制に関する法律」（工場排水規制法）が制定され、その後公害現象がますます複雑、多様化し、深刻な社会問題となり、昭和37年には大気汚染防止のための「ばい塵の排出の規制等に関する法律」（ばい塵規制法）がさらに昭和42年8月には、公害対策基本法が制定され、公害行政の理念と施策の方向が確立された。

このように公害規制法が整備されるにしたがって、昭和43年6月に「ばい塵規制法」が全面改正されて、「大気汚染防止法」として生まれ変わり、ばい塵の排出の規制の方式が改められた。しかし、これまでの公害関係法律は、国によって指定された地域のみでの規制であったため、本県に適用されなかった。騒音防止対策として、昭和43年6月に制定された騒音規制法によって公害関係法律の規制を始めてうけることとなり、昭和44年6月鳥取市、米子市が同法の指定地域に指定され、工場、事業場の騒音に対し同年8月1日から規制されることになった。

#### 1 公害関係諸法の制定整備

昭和45年には法律に基づく規制措置が実施されていない地域や水域における公害問題がひん発したほか、光化学スモッグ事件、自動車排出ガスによる鉛汚染の問題等、未規制物質による新たな公害問題が発生するなど従来の公害関係法体系のもとでは対処し得ない局面が出現するに至った。

ここに至って国は、公害関係法を全面的に整備する方針を固め、公害に取り組む積極的な姿勢を打出した。すなわち昭和45年末の第64国会において公害関係法14法律が制定または改正され、さらに昭和46年5月の第65国会において、3法律が成立した。（表1-2-1）

表 1-2-1 公害関係法律制定状況 (第 64 65 国会立法関係)

法 律 名	公 布 日	施 行 日	制定又は 改正の別
公 害 対 策 基 本 法	昭 年 月 日 45.12.25	昭 年 月 日 45.12.25	改 正
大 気 汚 染 防 止 法	45.12.25	46.6.24	改 正
水 質 汚 濁 防 止 法	45.12.25	46.6.24	制 定
海 洋 汚 染 防 止 法	45.12.25	46.6.24	制 定
騒 音 規 制 法	45.12.25	46.6.24	改 正
道 路 交 通 法	45.12.25	46.6.24	改 正
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	45.12.25	46.6.5	制 定
農 薬 取 締 法	45.1.14	46.4.1	改 正
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	45.12.25	46.6.24	改 正
自 然 公 園 法	45.12.25	46.6.24	改 正
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	45.12.25	46.9.24	制 定
下 水 道 法	45.12.25	46.6.24	改 正
公害防止事業費事業者負担法	45.12.25	46.5.10	制 定
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	45.12.25	46.7.1	制 定
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	46.5.26	46.5.26 (一部 46.7.1)	制 定
悪 臭 防 止 法	46.6.1	47.5.31	制 定
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	46.6.10	46.6.10 (一部 47.9.10)	制 定
環 境 庁 設 置 法	46.5.31	46.7.1	制 定

(その他の主な公害関係法)

法 律 名	公 布 日	施 行 日	制定又は 改正の別
公 害 紛 争 処 理 法	昭 年 月 日 45. 6. 1	昭 年 月 日 45.11. 1	制 定
公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法	44.12.15	44.12.15 (一部 45. 2. 1)	制 定
公 害 防 止 事 業 団 法	40. 6. 1	40. 6. 1	制 定
自 然 環 境 保 全 法	47 6 22	48 4 12	制 定

## 2 公害防止条例の変遷

公害の未然防止をはかるうえからは、公害規制法のみでは公害防止の徹底を期待しがたいことから、法規制を補完し、本県の特殊性に応じたきめ細かい公害行政を行うため、昭和44年12月鳥取県公害防止条例を制定した。この条例の施行に関しては、ばい塵の規制地域を指定しばい塵関係特定施設を定めて昭和45年7月1日から実施した。ついで昭和46年3月16日公害防止条例を改正し、この条例の目的から経済調和条項が削除された。

### 新鳥取県公害防止条例の制定

第64、第65国会で成立した公害関係法の整備に対応して、本県の公害の現状に即応した規制を行い、県民の健康で文化的な生活を確保するため公害防止条例を全面改正し、新しい公害防止条例を昭和46年10月12日公布し、昭和47年3月30日同条例施行規則を制定し同年4月1日から施行した。

## 第2章 環境保全行政組織

### 第1節 環境保全行政機構

#### 1 県の行政機構

本県の自然、生活環境の現況に対応し、環境基準の設定等の企画、調整事務の要請に応ずることともに公害関係法今の整備に伴い、飛躍的に増大する大気汚染、水質汚濁等の環境監視と汚染物質の排出規制事務に対処するため、昭和45年4月厚生部予防課のなかに公害係を設置し、3名の職員を充て発足したが、同年8月末で発展的に同係を廃止し、同年9月鳥取県行政組織規則の改正が行なわれ環境保全課を新設し、3係職員9名で発足した。

その後職員3名を増員して昭和47年4月従来の3係を4係として職員12名を配置した。

また自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、昭和46年10月厚生部のなかに自然保護課を新設し3係を設置し職員8名を配置して、自然環境の保護対策に万全を期するとともに新らしく環境保全課、自然保護課を担当する次長制度が設けられた。

一方衛生研究所のなかに昭和45年4月環境公害科を設置し、職員7名で発足したが、その後4名増員し、また昭和47年度公害関係の検査室(857 $m^2$ )を増築し、昭和48年度には、従来の1科を水質調査科、水質環境科、大気騒音科の3科にわけて広範にわたる業務の分担を専門化し、検査体制の強化をはかることとしている。

また保健所においては、法令の改正による公害規制事務の増大に伴う、立入検査、監視業務の強化、水質試験、苦情処理等についての現地処理体制の強化を図るため、昭和46年10月鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所に環境保全係を新設した。昭和48年度は、この三保健所に3名の検査担当者を増員し、衛生研究所から遠隔の地にある西部地区の検査体制を強化するため米子保健所の検査室を増築することとしている。

表 1-2-2 環境担当行政機構と分掌事務

(昭和48331現在)

部局名	課名	係名	分掌事務
厚生部 環境担当次長 環境担当職員 22人	環境保全課 (12人) 課長 課長補佐 2人	企画調整係 (2人)	予算経理, 庶務に関する事。 公害対策基本法の施行に関する事。 公害防止対策の企画および調整に関する事。 公害対策本部に関する事。 公害対策審議会, 水質審議会に関する事。 公害紛争処理法の運用および苦情陳情の処理に関する事。 公害防止管理者法の施行に関する事。 公害防止思想の普及, 啓蒙に関する事。
		大気保全係 (2人)	大気汚染防止法の施行に関する事。 騒音防止法の施行に関する事。 悪臭防止法の施行に関する事。 公害防止条例(大気, 騒音, 悪臭, 振動)の施行に関する事。
		水質保全係 (3人)	水質汚濁防止法の施行に関する事。 土壌汚染防止法の施行に関する事。 公害防止条例(水質)の施行に関する事。 地盤沈下に関する事。 立地企業の事前調査に関する事。
		環境整備係 (2人)	廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行に関する事。 廃棄物処理施設の整備事業に関する事。
	自然保護課 (8人) 課長 課長補佐	企画調整係 (2人)	予算経理, 庶務に関する事。 自然環境保全法の施行に関する事。 自然環境保全審議会に関する事。 自然公園法の施行(計認可)に関する事。 自然保護の計画立案ならびに保護用地の取得に関する事。

部局名	課名	係名	分掌事務
		休養施設係 ( 3人)	自然公園法の施行(施設整備)に関する こと。 自然公園の保護および利用計画の策定に 関すること。 公園団体の指導育成に関すること。
		温泉係 ( 1人)	温泉法の施行に関すること。 温泉審議会に関すること。

## 2 市町村の公害行政機構

表1-2-3

(昭48.3.31現在)

市町村名	公害行政担当部, 課係名	公害対策 審議会設置	公害対策 協議会設置
鳥取市	環境整備部 4671 環境課-公害係 環境検査室 4741	環境保全審議会 471013	
米子市	総務部 4671 環境保全課-環境整備係	○4510 1	
倉吉市	民生部 4771 環境改善課 公害対策係	○4511 1	
境港市	民生部-環境保全課 47127 公害交通係	○4710 5	
国府町	企画広報課		
岩美町	健康管理課		
福部村	厚生課		
郡家町	町民課		
船岡町	厚生課		
河原町	保健課	○4710 2	
八束町	厚生課		
若桜町	厚生課	○46 324	
用瀬町	民生課		
佐治村	民生課		
智頭町	保健課		○45 727
気高町	総務課	○47 110	



市町村名	公害行政担当部, 課係名	公 害 対 策 審 議 会 設 置	公 害 対 策 協 議 会 設 置
鹿野町	総 務 課		
青谷町	総 務 課	○ 4 6 1 2 0	
羽合町	総 務 課	○ 4 6 1 0 2 3	
泊 村	企 画 室	○ 4 7 6 2 0	
東郷町	企 画 課	○ 4 6 1 2 2 2	
三朝町	厚 生 課	○ 4 6 4 1	
関金町	町 民 課	○ 4 7 1 1	
北条町	企 画 室	○ 4 6 1 0 1	
大柴町	保 健 課	○ 4 6 1 0 1	
東伯町	保 健 衛 生 課	○ 4 5 9 1	
赤碕町	財 政 企 画 課	○ 4 6 6 1	
西伯町	企 画 室		
会見町	総 務 課		
岸本町	保 健 課		
日吉津村	住 民 課	○ 4 6 8 3 1	
淀江町	企 画 室	○ 4 7 7 1	
大山町	総 務 課		
名和町	保 健 課	○ 4 7 6 1 6	
中山町	町 民 課		
日野町	町 民 課		
日南町	保 健 課		
江府町	保 健 課		
溝口町	町 民 課		

(注) 各欄の数字は設置年月日である。

## 第2節 各種審議会等

### 1 公害対策審議会

- (1) 昭和42年8月公害対策基本法が制定されたのに伴い同法第29条の規定により、鳥取県公害対策審議会設置条例を設定、昭和44年4月1日設置したが、昭和45年12月の公害対策基本法の一部改正、よって、公害対策審議会の設置が義務づけられたため、昭和46年3月鳥取県公害対策審議会条例を改め\*

審議会の委員は20人以内で組織することになっており 各部門にわたっての専門的学識を必要とする分野が多いので委員は県議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、県の職員のうちから知事が任命している。

(2) 昭和46年度開催状況

期 日		審 議 事 項
8月9日	総 会	ア 水質の汚濁に係る環境基準について (千代川, 天神川, 日野川, 東郷也, 湖山也) イ 鳥取県公害防止条例の改正について
8月20日	公害防止条例改正部会	鳥取県公害防止条例案について
8月27日	総 会	鳥取県公害防止条例の改正について
昭和47年 2月7日	総 会	鳥取県公害防止条例による規則で定める事項について
2月14日	大気, 騒音規制部会	大気, 騒音に関する規制対象, 規制基準等(規則で定める事項)について
2月3日	総 会	鳥取県公害防止条例による規則で定める事項について

(3) 昭和47年度開催状況

期 日		審 議 事 項
12月2日	総 会	ア 悪臭防止法に基づく規制地域並びに規制基準の設定について イ 産業廃棄物処理計画の基本的な考え方について
昭和48年 2月27日	悪臭廃棄物部会	ア 悪臭防止法に基づく規制地域並びに規制基準の設定について イ 産業廃棄物処理計画の基本的な考え方について

## 2 水質審議会

- (1) 昭和45年12月制定された水質汚濁防止法第29条の規定により水質審議会の設置が義務づけられたため, 昭和46年10月鳥取県水質審議会条例を設定し, 昭和46年10月12日設置した。

(2) 昭和46年度開催状況

期 日		審 議 事 項
昭和47年 2月7日	総 会	鳥取県公害防止条例による規則で定める事項について
2月14日	水 質 規 制 部 会	水質に関する規制対象, 排水基準等(規則で定める事項)について
2月21日	水質規制部会小委員会	地下浸透方式, ドラム缶再生業者の排水基準
2月23日	総 会	鳥取県公害防止条例による規則で定める事項について

(3) 昭和47年度開催状況

期 日		審 議 事 項
6月20日	総 会	ア 中海, 美保湾その他沿岸海域の水質汚濁に係る環境基準の類型あてはめ, ならびに達成のための施策について イ 東郷池, 湖山池の水質汚濁に係る環境基準達成のための施策について
8月9日	中海, 美保湾等環境基準部会	中海の水質汚濁に係る環境基準の類型のあてはめ, ならびに達成のための施策について
9月19日	中海, 美保湾等環境基準部会	同 上
10月24日	総 会	中海の水質汚濁に係る環境基準の類型のあてはめ, ならびに達成のための施策について
12月1日	東郷池, 湖山池環境基準部会小委員会	東郷池, 湖山池の水質汚濁防止施策
昭和48年 2月16日	中海, 美保湾等環境基準部会	美保湾その他沿岸海域の水質汚濁に係る環境基準の類型のあてはめ, ならびに達成のため施策について
2月16日	東郷池, 湖山池環境基準部会	東郷池, 湖山池の水質汚濁防止施策
2月23日	総 会	美保湾およびその他沿岸海域の水質汚濁に係る環境基準の類型あてはめ, ならびに環境基準達成のための施策について
3月29日	東郷池, 湖山池環境基準部会	東郷池, 湖山池の水質汚濁防止施策

### 3 鳥取県自然環境保全審議会

自然環境保全法は昭和47年6月22日公布され、48年4月施行される予定であるので、法律の施行についての諸準備をすすめるため、昭和47年10月28日鳥取県自然環境保全審議会条例（鳥取県条例第41号）を公布し、同年12月1日委員を任命した。現在本県における自然環境保全の基本的方策について調査審議中である。

### 4 公害対策本部会議

(1) 公害対策を強力かつ円滑に推進するため、知事を本部長とし、国の関係行政機関の職員、県の職員、関係市町村の職員により構成される鳥取県公害対策本部を昭和45年9月16日設置した。公害対策本部は、公害に関する情報の収集、交換、関係行政機関の連絡調整にあたることとしている。

(2) 昭和46年度開催状況

期 日		審 議 事 項
5月17日	本 部 会 議	ア 国、県、市の公害対策事業について イ 公害対策本部岩美鉱山公害対策分科会の報告
5月27日	環 境 測 定 分 科 会	各種測定計画の調整について
昭和47年 2月15日	環 境 測 定 分 科 会	昭和47年度各種測定計画の調整について

(3) 昭和47年度開催状況

期 日		審 議 事 項
5月11日	本 部 会 議	国、県、市の公害対策事業について

### 第3章 公害、自然保護関係予算

自然と生活環境関係予算としては、公害発生源の調査、監視ならびに規制をきびしくすることは勿論、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭等の公害防止対策事業を推進して、「より豊かな」「より住みよい」環境を築くため、3億2千余万円（交付公債を含む。）の積極的な予算が計上された。

関係予算の概要は表1-3-1のとおりである。

また公害関係測定機器の整備状況は表1-3-2のとおりである。

表1-3-1 公害、自然保護関係予算

事 項	昭和47年度当初予算額 (A)				昭和 総 額
	総 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	一般財源	
環 境 保 全 対 策	(100,000) 325,125	38,504	(100,000) 201,226	85,395	133,810
1 厚 生 関 係	(100,000) 194,212	5,798	(100,000) 130,153	58,261	27,941
放射能測定調査	690	600	—	90	588
衛生研究所増築 (環境監視センター)	67,373	—	30,000	37,373	—
食品衛生指導	1,754	—	—	1,754	2,016
毒劇物対策	294	—	153	141	289
環境保全行政費	668	—	—	2,668	2,563
大気汚染防止対策費	3,432	1,023	—	2,409	2,944
水質汚濁防止対策費	12,234	3,375	—	8,859	8,927

(単位：千円)

46年度当初予算額 (B)			伸び率 A/B	説明
財源内訳				
国庫支出金	その他	一般財源		
48,819	25,165	59,826	(168.2) 243.0	( )書は交付公債内書
9,046	165	18,730	(337.2) 695.0	( )書は交付公債内書
498	—	90	117.3	放射能測定の実施
—	—	—	—	環境公害の調査、検査等の中心的機能をもった施設の設置 鉄筋 シクノート3階建延 790 m <sup>2</sup> 敷地購入面積 1,074 m <sup>2</sup>
—	—	2,016	87.0	農産物の残留農薬の検査
—	165	124	101.7	農薬等毒劇物取扱の指導取締
—	—	2,563	104.1	公害対策本部、公害対策審議会、水質審議会、公害紛争処理、職員研修等
833	—	2,111	116.6	定点測定、特定工場等の監視、測定用機器 3,070
2,715	—	6,212	137.0	上乘せ排水基準調査、水質測定計画の作成、中海美保湾水質基準設定調査、公共用水域定点測定ならびに特定工場の監視、監視測定用機器 7,600

事 項	昭和47年度当初予算額 (A)				昭和
	総 額	財 源 内 訳			総 額
		国庫支出金	その他	一般財源	
騒音防止対策費	274	—	—	274	368
悪臭防止対策費	493	—	—	493	246
自然保護対策費	(100,000) 101,000	800	(100,000) 100,000	200	10,000
自然保護基本調査費	4,000	—	—	4,000	—
2 商工関係	73,200	1,600	70,000	1,600	25,000
設備近代化融資制度費(公害防止分)	70,000	—	70,000	—	25,000
工業試験場費	3,200	1,600	—	1,600	—
3 農林関係	44,978	28,842	822	15,314	75,939
畜産経営環境整備資金	175	—	—	175	—
広域営農団地総合施設整備事業	18,450	15,225	—	3,225	—
農業構造改善事業費	4,662	3,885	—	—	42,000
農薬安全使用促進事業	1,945	—	—	1,945	1,906
農薬残留対策費	1,220	—	—	1,220	1,004

4 6 年度当初予算額 (B)			伸び率 A / B	説 明
財 源 内 訳				
国庫支出金	その他	一般財源		
—	—	368	74.5	特定工場，興業場の実態のは握， 規制地域の指導
—	—	246	200.4	規制地域の指定，悪臭実態調査
5,000	—	5,000	(20.0) 1,010.0	大山隠岐国立公園，山陰海岸国立 公園のうち原始的景観を有する地 区の買収 ( )書は交付公債内書
—	—	—	—	自然保護対象地域の学術調査（植 生，地形，地質，水系）
—	25,000	—	292.8	
—	25,000	—	292.8	融資枠 140,000 貸付限度 10,000 以内 貸付期間 5年以内（1年以 内の据置を含む）貸付利率年 6.5 %（保証付の場合年 6.2%以内）
—	—	—	—	公害防止対策研究用の機器整備 3,200
39,528	—	36,411	59.2	
—	—	—	—	家畜排せつ物等による環境汚染の 防止に必要な施設の設置等を助長 するため，これに必要な長期，低 利の資金を融通する融資機関に対 する利子補給
—	—	—	—	広域営農団地育成対策要綱に基づ く総合施設（家畜汚水処理施設） に対する助成
35,000	—	7,000	11.1	第 2 次農業構造改善事業で実施す る家畜ふん尿処理施設を設置する ための助成
—	—	1,906	102.0	たばこ病害虫防除用クロールピク ノン被覆用ホノエチレン購入費の 助成
—	—	1,004	121.5	農畜産物の農薬検査



事 項	昭和47年度当初予算額 (A)				総 額
	総 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	そ の 他	一般財源	
農薬安全管理対策費	3,682	3,626	—	56	—
農薬残留調査費	89	89	—	—	—
水質汚濁対策基準調査	1,034	1,034	—	—	—
農薬安全使用に関する試験	388	—	—	388	388
畜産団地造成事業	—	—	—	—	30,441
食肉残渣処理施設設置事業	4,300	—	—	4,300	—
家畜汚水処理施設整備事業費	3,433	2,288	—	1,150	—
水質汚濁監視事業	200	—	—	200	200
漁場保全対策事業	5,400	2,700	822	1,878	—
4 土 木 関 係	12,207	2,000	251	9,956	4,441
流域別下水道整備総合計画調査費	6,000	2,000	—	4,000	1,161
砂利採取法施行費	1,707	—	251	1,456	1,580
河川維持修繕費	4,500	—	—	4,500	1,700
5 警 察 関 係	528	264	—	264	489
防犯活動運営費	528	264	—	264	489

4 6年度当初予算額 (B)			伸び率 A / B	説 明
財 源 内 訳				
国庫支出金	そ の 他	一般財源		
—	—	—	—	農薬散布作業の安全管理等のための助成
—	—	—	—	本県特産そ菜(白ねぎ)の残留農薬分析試験
—	—	—	—	鉱山排水による土壌中の金属による水稲被害等の調査
—	—	388	100 0	農作物に対する農薬残留を許容量以下、または皆無とするための残留防止試験
4,528	—	25 913	—	
—	—	—	—	食肉処理加工の過程で生ずる羽毛骨等の廃棄物の加工処理施設に対する助成
—	—	—	—	家畜ふん尿処理施設に対する助成
—	—	200	100 0	漁場環境の悪化を防止するため、水質汚濁状況調査
—	—	—	—	沿岸海域の環境保全のため、廃棄物の掃海
—	—	4,441	274 9	
—	—	1,161	516 8	天神川流域下水道整備調査
—	—	1 580	108 0	砂利採取に伴う水質汚濁監視
—	—	1,700	264.7	都市河川における泥土等の除却
245	—	244	108 0	
245	—	244	108 0	公害防止取締活動費

表 1-3-2 公害関係測定機器の整備状況

用途	機 器 名	現 有 個 数	整 備 状 況					
			4 5 年 度		4 6 年 度		4 7 年 度	
			個 数	価 格	個 数	価 格	個 数	価 格
用 況	原子吸光光度計 (日立207)	1	1	1,650				
	恒温乾燥器 (タハイP-22F)	1	1	250				
	オートスチール (ヤマトWAG-24)	1	1	219				
	低温灰化装置 (米国IPC-1300)	1	1	2,480				
	ガスクロマトグラフ (日本電子JGC-1100E)	1				1	2,500	
	ECD検出器(日本電子)	1			1	470		
	原子吸光光度計	1				1	2,500	
	ハンティアスビレーター (ヤマトWP-33)	1	1	45				
	自動分光光度計 (日立323)	1				1	3,700	
	けい光X線分析装置	1				1	15,000	
大 気	浮遊粉じん自動測定器 (シハP-35)	1	1	195				
	熱電温度計 (145)	1	1	32				
	ガスメーター (品川)	1	1	67				
	塵道カス測定装置 (橋本HS-2)	1	1	224				
	自動カス採取装置 (AG-3)	1	1	250				
	ハイボリウム・エアサンプラー (紀本HV-GM)	1	1	150				
	SO <sub>2</sub> 自動測定器 (電気化学GR-3C)	1			1	1,670		
	CO自動測定器 (日立AP-MA-10)	1			1	2,000		
	ピトー管	1			1	40		
	傾斜マンオメーター	1			1	29		
	塵道カス測定装置 (石橋科学)	1					1	560
	窒素酸化物測定装置	1					1	1,810
	自動風向風速計	1					1	700
	赤外分光光度計 (日立-215)	1					1	2,000
	オキソダント測定装置	1					1	1,720

用途	機器名	現有 個数	整備状況						
			45年度		46年度		47年度		
			個 数	価 格	個 数	価 格	個 数	価 格	
水             質	炭化水素測定装置	1		千円		千円		1	1500
	重油いおう測定装置 (日本無線)	1						1	1,700
	採泥器 (丸川式)	1	1	43					
	〃 (ナウマン)	1	1	19					
	距離計 (測機含SD-30)	1			1	34			
	PHメーター (ホノバD-5)	1	1	58					
	流速計 (東邦電操CM・IS)	1			1	112			
	六分儀	1			1	40			
	サー スタ温度計 (ET-3)	1	1	59					
	電導度計 (東亜電波CM-3H)	1			1	38			
	ロータリーエハポレーター (ヤマトRE-41)	1	1	60					
	湯煎器 (カス用12穴)	1	1	40					
	EHメーター (RM-1)	1	1	38					
	溶存酸素分析計 (東芝ベノクマン)	1	1	240					
	ワールフルグ検圧計 (タカオR-15)	1			1	430			
	BOD自動測定器 (給水化学40-KT)	1					1	295	
	採水器 (北原式)	1			1	46			
	ワイヤー間繩	1			1	44			
水銀濃度計	1					1	450		
振動 騒音・ 臭気	振動計 (ノオンVM-12)	1	1	165					
	オクターフ分析器 (ノオンSA-55)	1	1	98					
	指示騒音計 (ノオンNA-7A)	1	1	78					
	高速度レヘルコーダー (ノオンLR-DID)	1		298					
	臭気濃縮装置 (日本オゾン)	1	1	290					
	ガスクロマトクフ (島津GC-4BMP- F・E・FPD)	1					1	3650	